

○独立行政法人農畜産業振興機構が保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程

[平成17年3月30日付け]

[16農畜機第5436号-1]

改正 平成19年12月27日付け19農畜機第3743号
平成20年10月28日付け20農畜機第2920号
平成22年1月8日付け21農畜機第4134号
平成23年3月29日付け22農畜機第5172号
平成24年1月4日付け23農畜機第4176号
平成26年3月31日付け25農畜機第5691号
平成26年9月5日付け26農畜機第2514号
平成27年3月23日付け26農畜機第5638号
平成27年12月25日付け27農畜機第4277号
平成28年11月1日付け28農畜機第3790号
平成30年3月22日付け29農畜機第6740号
平成31年3月29日付け30農畜機第7856号
令和3年3月30日付け2農畜機第7336号
令和4年3月31日付け3農畜機第7039号
令和4年8月24日付け4農畜機第3035号
令和7年3月24日付け6農畜機第8442号
令和8年3月9日付け7農畜機第7982号

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び独立行政法人農畜産業振興機構の特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（平成27年12月25日付け27農畜機第4277号-1）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）における個人情報等の取扱いに関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。なお、本条各号において定めのない用語の意義については、個人情報保護法及び番号法に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 保有個人情報 個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当する個人情報であつて機構に係るものをいう。
- (5) 仮名加工情報 個人情報保護法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。
- (6) 個人関連情報 個人情報保護法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (7) 匿名加工情報 個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報に該当する個人に関する情報であつて、機構に係るものをいう。
- (8) 匿名加工情報等 個人情報保護法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等に該当する情報等であつて、機構に係るものをいう。
- (9) 個人情報等 個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報、個人関連情報、匿名加工情報又は匿名加工情報等をいう。
- (10) 保有個人情報等 保有個人情報若しくは個人番号、特定個人情報又は匿名加工情報等であつて、機構に係るものをいう。
- (11) 個人情報ファイル 個人情報保護法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (12) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (13) 個人番号関係事務 番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。
- (14) 本人 個人情報及び個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- (15) 事務所 札幌事務所、鹿児島事務所及び那覇事務所をいう。

(総括個人情報保護管理者)

第3条 機構に総括個人情報保護管理者1人を置き、総務担当理事をもって充てる。

2 総括個人情報保護管理者は、機構における次に掲げる事務を行う。

- (1) 個人情報等の適正な取扱いに関する事務を総括すること。
- (2) 個人情報等の管理等に関する規程類の整備に関すること。
- (3) 個人情報等の適正な取扱いについての指導監督等に関すること。

- (4) 個人情報ファイル簿の整備に関すること。
- (5) その他個人情報等の適正な取扱いに関すること。

(個人情報保護管理者)

第4条 部室及び事務所に個人情報保護管理者1人を置き、部室及び事務所の長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、部室及び事務所における次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の把握に関すること。
- (2) 保有個人情報等に係る台帳の作成に関すること。
- (3) 職員(役員、臨時職員及び派遣職員を含む。以下同じ)に対する個人情報等の適正な取扱いについての指導監督に関すること。
- (4) その他個人情報等の適正な取扱いに関すること。

3 個人情報保護管理者は、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う職員(以下「特定個人情報等取扱者」という。)並びにその役割を指定する。

4 個人情報保護管理者は、各特定個人情報等取扱者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

5 個人情報保護管理者は、特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任を明確化する。

6 総務部の個人情報保護管理者は、機構における第2項各号に掲げる事務を取りまとめるものとする。

(個人情報保護管理担当者)

第5条 部室及び事務所に、個人情報保護管理担当者1人を置き、個人情報保護管理者が指定する者をもって充てる。ただし、個人情報保護管理者が必要と認めるときは、複数人を置くことができる。

2 個人情報保護管理担当者は、前条第2項各号(総務部の個人情報保護管理担当者にあつては同条第2項各号及び第6項)の事務について、個人情報保護管理者を補佐するものとする。

(個人情報監査責任者)

第6条 機構に、個人情報監査責任者を置き、業務監査室長をもって充てる。

2 個人情報監査責任者は保有個人情報等の管理状況について監査する。

(個人情報の適正な取扱いの確保のための会議)

第7条 総括個人情報保護管理者は、個人情報等の管理に係る連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催するものとする。

(教育研修)

第8条 総括個人情報保護管理者は、職員に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、その保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者、個人情報保護管理担当者及び特定個人情報等取扱者に対し、部室及び事務所における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を年1回以上実施する。

4 個人情報保護管理者は、職員に対し、個人情報等の適正な取扱いの確保のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(職員の責務)

第9条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

2 職員は、保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報等取扱者が関連規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(正確性の確保)

第10条 職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(個人情報の保有の制限等)

第11条 職員は、個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 職員は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第12条 職員は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本

人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（個人情報保護法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第12条の2 職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第12条の3 職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（利用及び提供の制限）

第13条 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (3) 行政機関（個人情報保護法第2条第8項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のため

めに保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定を妨げるものではない。
- 4 個人情報保護管理者は、職員が第2項第3号又は第4号の規定に基づき行政機関及び他の独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を原則として提出させるものとする。ただし、同項第4号に規定する明らかに本人の利益になるときであって、緊急やむを得ないときはこの限りでない。
 - (1) 保有個人情報の名称
 - (2) 提供先の利用目的
 - (3) 提供先の利用する業務の根拠法令
 - (4) 提供先の利用する記録範囲及び記録項目
 - (5) 提供先の利用形態
 - (6) 提供先の利用期間
 - (7) 利用後の廃棄又は返還等の方法
 - (8) 提供先の利用する組織の名称（部、課、事務所の名称）
- 5 個人情報保護管理者は、職員が第2項第3号又は第4号の規定に基づき行政機関及び他の独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、安全確保の措置を書面により要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 6 個人情報保護管理者は、第2項第3号の規定に基づき行政機関又は他の独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。
- 7 個人情報保護管理者は、匿名加工情報を提供する場合には、個人情報保護法第115条の規定に従い機構との間で匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「匿名加工情報取扱事業者」という。）による匿名加工情報の管理が適切に行われていないことを把握したときは、直ちに総括個人情報保護管理者に報告するとともに、当該匿名加工情報取扱事業者に対しその是正を求めた上で、是正のために講じられた措置を確認しなければならない。
- 8 個人情報保護法の規定に基づき匿名加工情報を提供する場合のほか、個人

情報保護管理者は、保有個人情報等を提供する際は、提供先の利用目的並びに保有個人情報等の秘匿性その他の性質及び内容等を考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

(利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供)

第13条の2 職員は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

(1) 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(以下「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。)第46条で定める基準に適合する体制(以下「基準適合体制」という。)を整備している場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 前条第2項第4号に掲げる場合

2 個人情報保護管理者は、外国にある第三者への提供を認める旨の同意を得ようとする場合には、個人情報保護法施行規則第47条で定めるところにより、あらかじめ、次の情報を本人に提供しなければならない。

(1) 当該外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

(4) その他当該本人に参考となるべき情報

3 個人情報保護管理者は、基準適合体制を整備している外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合には、法令に基づく場合及び前条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護法施行規則第48条第1項で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて、原則として個人情報保護法施行規則第48条第3項各号で定める情報を当該本人に提供しなければならない。

(個人関連情報の取扱い)

第13条の3 個人情報保護管理者は、職員が個人関連情報を個人情報として取得することが想定される第三者に対して当該個人関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、当該個人関連情

報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(仮名加工情報の取扱い)

第13条の4 職員は、個人情報に当たらない仮名加工情報について、次のとおり取り扱わなければならない。

- (1) 法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。
- (2) 当該仮名加工情報について、漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (3) 法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報の本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- (4) 法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護法施行規則第49条で定めるもの）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(アクセス等の制限)

第14条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセス（電子計算機でメモリや主記憶装置等に対し、データの読み取り等を行うこと。以下同じ。）する権限又は当該保有個人情報等の閲覧等を行う権限を有する者の範囲をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限定するものとする。

- 2 アクセス又は閲覧等（以下「アクセス等」という。）を行う権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセス等を行ってはならない。
- 3 職員は、アクセス等の権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセス等を行ってはならない。

(複製等の制限)

第15条 職員は、所掌する事務の遂行上必要がある場合であっても、次の各号に掲げる行為については、当該各号に定めるいずれかに該当するときでな

ければ、行ってはならない。

(1) 保有個人情報等の複製（印刷等を含む。）

ア 保有個人情報等の保存に当たり、漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）に備え、重複して保存する場合

イ 保有個人情報等の保存場所が自己の業務を遂行する場所と異なる場合において、当該保有個人情報等の全部又は一部を複製して、自己の業務を行う場所に保存し、利用する場合

ウ 保有個人情報等の利用目的が、印刷等を行うことである場合

エ その他保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が特に必要があると認める場合

(2) 保有個人情報等の送信

ア 保有個人情報等を送信先と共有しなければ、利用目的を達成することができない場合

イ 保有個人情報等の送信先において、利用目的の範囲内で加工等を行う必要がある場合

ウ 保有個人情報等を法令に基づき提供するために送信する場合

エ その他保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が特に必要があると認める場合

(3) 保有個人情報等が記録されている媒体の送付又は持ち出し

ア 保有個人情報等を送付先と共有しなければ、利用目的を達成することができない場合

イ 保有個人情報等の送付先において、利用目的の範囲内で加工等を行う必要がある場合

ウ 保有個人情報等を法令に基づき提供するために、送付し、又は持ち出す場合

エ 業務上、外部において所掌する事務を遂行する必要があると保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が認める場合

オ その他保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が特に必要があると認める場合

2 職員は、前項各号に掲げる行為のほか、保有個人情報等の適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為については、当該保有個人情報等を保有する個人情報保護管理者の指示に従い行わなければならない。

（誤りの訂正等）

第16条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）

を行うものとする。

(媒体の保管)

第17条 職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、施錠、耐火金庫への保管等を行う。

(廃棄)

第18条 職員は、保有個人情報等が記録されている媒体（電子計算機及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第19条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の情報の漏えい等の防止その他適切な管理のため、保有個人情報台帳（電磁的記録を含む。以下同じ。）（様式1）を整備し、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、利用・保管等の取扱いの状況その他の総括個人情報保護管理者が定める事項について記録するものとする。

(個人番号の利用の制限)

第20条 個人情報保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第21条 個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第22条 個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第23条 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第24条 個人情報保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

(個人情報ファイル簿への掲載)

第25条 個人情報保護管理者は、個人情報保護法の定めるところにより、個人情報ファイル簿（様式2-1）に掲載すべき個人情報ファイルを保有した

ときは、第19条の保有個人情報台帳に記録するとともに、遅滞なく総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 前項により報告を受けた総括個人情報保護管理者は、必要な事項を遅滞なく個人情報ファイル簿に掲載するものとする。

(個人情報ファイル簿の閲覧等)

第26条 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護法第75条の規定により個人情報ファイル簿を作成したときは、一般の閲覧に供するため個人情報ファイル公表用単票(様式2-2)により機構に備え置くとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(安全確保等)

第27条 職員は、情報システムにおける保有個人情報等については、独立行政法人農畜産業振興機構情報セキュリティ規程(平成17年3月28日付け16農畜機第5370号。以下「情報セキュリティ規程」という。)第39条第1項第1号に定める機密性3情報として取り扱い、その安全を確保するものとする。

(業務の委託)

第28条 個人情報保護管理者は、個人情報等又は保有個人情報等の取扱い及び情報システム等の安全確保に係る業務を機構以外の者(以下「外部の者」という。)に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項により選定した外部の者と委託契約を締結する場合は、契約書に、次に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務に関する事項
- (2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)の制限である場合を含む。第6号において同じ。)又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 業務を受託した外部の者又は再委託先が契約条項に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項

- 3 個人情報保護管理者は、業務を受託しようとする外部の者に対し、当該外

部の者における個人情報等の取扱いに関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報等の管理状況の検査に関する事項等を記載した書面を提出させるものとする。

- 4 個人情報保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
- 5 個人情報保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする際には、「委託を受けた者」において、機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
- 6 個人情報保護管理者は、外部の者に保有個人情報等が記録されている媒体又は情報システム等の廃棄を委託する場合は、第2項各号に掲げる事項のほか、当該記録媒体等に記録された情報が復元又は判読できない方法を用いることを定めて契約するものとする。
- 7 個人情報保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする際には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の可否を判断する。
- 8 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等の適正な取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 個人情報保護管理者は、前項の派遣労働者に保有個人情報等の取扱いに関する業務を行わせる場合は、当該労働者に法令、本規程等を遵守させるとともに、その指導及び監督を行わなければならない。
- 10 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性その他の性質及び内容等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、年1回以上、検査により確認する。
- 11 個人情報保護管理者は、委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項から第3項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性その他の性質及び内容等に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 12 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する際は、委託する業務の内容並びに保有個人情報等の秘匿性その他の性

質及び内容等を考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

(事案の報告及び再発防止措置)

第29条 保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合及び職員が関連規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに自己の属する部室及び事務所の個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた個人情報保護管理者は、当該事案が他の個人情報保護管理者が管理するものであるときは、直ちに当該個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、発生した事案による被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。なお、当該事案が情報システムに関わるものである場合は、当該情報システムの情報システムセキュリティ責任者（情報セキュリティ規程第13条第1項に規定する情報システムセキュリティ責任者をいう。以下同じ。）と協力して措置を講ずるものとする。

4 個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報保護管理者に直ちに報告するものとする。

5 前項の規定により報告を受けた総括個人情報保護管理者は、当該事案の内容等に応じて、その内容、経緯、被害状況等を理事長に直ちに報告するものとする。

6 総括個人情報保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、農林水産省に対し、速やかに情報提供を行う。

7 個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者の指示に従い、当該事案の発生原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。なお、当該事案が情報システムに関わるものであるときは、当該情報システムの情報システムセキュリティ責任者の協力を得て措置を講ずるものとする。

(公表等)

第30条 個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者の指示に従い、前条の事案について、当該事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、あらかじめ個人情報保護委員会に情報提供を行う。

(監査)

第31条 個人情報監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第3条から第30条に規定する措置の状況を含む保有個人情報等の取扱状況について、定期及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。）を行うものとする。

2 個人情報保護管理者は、部室及び事務所における保有個人情報等の取得経過、記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者は、第1項の監査又は第2項の点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適正な管理のための措置について、評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じる。

(個人情報保護委員会への報告)

第32条 総括個人情報保護管理者は、機構において、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下この項及び次項において「規則」という。）で定めるものが生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、総括個人情報保護管理者は、本人に対し、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に個人情報保護法第78条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

3 総括個人情報保護管理者は、機構において、番号法の規定に反し、又はそのおそれのある事案（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）が生じたことを把握した場合には、事実関係及び再発防止策について遅滞なく個人情報保護委員会に報告するものとする。この場合において、当該事案が番号法に基づく個人情報保護委員会規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号をいう。以下この項において「規則」という。）に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態に該当するときは、規則に従い、事案を把握し

た時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告するものとする。

4 総括個人情報保護管理者は、機構において、匿名加工情報等について次の各号に掲げる状況が生じたときは、遅滞なく個人情報保護委員会に報告するものとする。

- (1) 第13条第7項の報告を受けたとき及びその報告に係る事案については正のために措置が講じられたとき
- (2) 第29条第5項の報告を行ったとき並びにその報告に係る事案について同条第7項及び第30条の措置が講じられたとき
- (3) 匿名加工情報取扱事業者が個人情報保護法第120条各号に該当するために匿名加工情報の利用に関する契約を解除するとき
(行政機関との連携)

第33条 機構は、農林水産省と緊密に連携して、その保有する個人情報等の適切な管理を行う。

附 則 (平成17年3月30日付け16農畜機第5436号-1)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月27日付け19農畜機第3743号)

この規程は、平成19年12月31日より施行する。

附 則 (平成20年10月28日付け20農畜機第2920号)

この規程は、平成20年10月28日から施行する。

附 則 (平成22年1月8日付け21農畜機第4134号)

この規程は、平成22年1月8日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月29日付け22農畜機第5172号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月4日付け23農畜機第4176号)

この規程は、平成24年1月4日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日付け25農畜機第5691号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月5日付け26農畜機第2514号)

この規程は、平成26年9月5日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日付け26農畜機第5638号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日付け27農畜機第4277号)

この規程は、平成27年12月25日から施行する。

附 則 (平成28年11月1日付け28農畜機第3790号)

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日付け29農畜機第6740号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日付け30農畜機第7856号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日付け2農畜機第7336号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日付け3農畜機第7039号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月24日付け4農畜機第3035号）

この規程は、令和4年8月24日から施行する。

附 則（令和7年3月24日付け6農畜機第8442号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月9日付け7農畜機第7982号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(様式 2 - 2) 個人情報ファイル (公表用単票)

個人情報ファイルの名称		
独立行政法人等の名称	独立行政法人農畜産業振興機構	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	独立行政法人農畜産業振興機構 総務部 総務広報課	
	東京都港区麻布台 2 - 2 - 1 麻布台ビル	
訂正及び利用停止について、他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続が定められている場合の当該法令の名称等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	施行令第21条第7号に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
個人情報ファイルが法第60条第3項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	
匿名加工情報の概要	
作成された匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	